

## 東海地区広告業務仕様書

### 1 件名

東海地区広告業務

### 2 目的

一般選抜中期日程の名古屋試験会場の開設を受験生やその保護者に対して広く周知を図るため、駅舎内やバス車内の所定のスペースに広告を掲出する。

### 3 業務内容

- (1) 各交通機関と掲出スペースの確保などについて調整を行うこと。
- (2) 名古屋試験会場の告知をするための広告ポスターを製作し、必要枚数を印刷し掲出すること。
- (3) 広告ポスターの掲出に必要なとなる加工作業、各スペースの掲出作業など、広告掲出に関する一切の作業を行うこと。

### 4 掲出箇所

- ① 名古屋市交通局市営バス車内・歩道側 A (以下「①」)、
- ② 名鉄バス車内・全線 (以下「②」)、
- ③ 三重交通バス車内・全線 (以下「③」)、
- ④ 名古屋鉄道 (名鉄名古屋駅・名鉄岐阜駅・金山駅) 各駅 1 箇所 (以下「④」)、
- ⑤ 近畿日本鉄道 (近鉄名古屋駅・桑名駅・近鉄四日市駅・白子駅・津駅) 各駅 2 箇所・特急 5 駅セット 2 連ばり (以下「⑤」)、
- ⑥ JR 東海 (津駅・静岡駅・浜松駅) 各駅 1 箇所 (以下「⑥」)

### 5 規格等

- ①～③は B3 版ポスター、④～⑥は B0 版ポスター又は B1 版ポスターの連ばり (連続掲出)

### 6 掲出枚数

- ① 1,150 枚以上、② 600 枚以上、③ 540 枚以上、
- ④ B0 版ポスター 3 枚又は B1 版ポスター 6 枚、
- ⑤ B0 版ポスター 20 枚又は B1 版ポスター 40 枚、
- ⑥ B0 版ポスター 3 枚又は B1 版ポスター 6 枚

7 掲出期間

掲出開始日は平成 30 年 1 月 14 日（日）から 1 週間以内とし、①～④及び⑥は 2 週間以上、⑤は 1 週間以上掲出すること。

8 提出書類

掲出開始時及び完了時に報告書を提出すること。また、報告書に掲出の様子が分かる写真を 1 枚以上付すこと。

9 その他

デザイン・製作費、印刷費、設置・撤去費、消費税を含めることとする。

ポスターのデザインは、連ばり（連続掲出）で掲出することを鑑み製作すること。